

社会福祉法人大泉町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第25条に規定する役員の報酬及び費用弁償の額（以下「報酬等」という。）並びにその支給の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 役員の定義は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、理事及び監事は非常勤役員とする。

(2) 常務理事は、常勤役員とし、定款第5条に定める事務所を主たる勤務場所とする。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 報酬 |
|------|-------------------------|
| 会長 | 月額 30,000円 |
| 常務理事 | 月額 173,000円 |
| 副会長 | |
| 理事 | 日額 6,000円 半日額 3,000円 |
| 監事 | |

日額は4時間以上、半日額は4時間未満の出務とする。

2 職員が役員を兼ねるときは、役員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 第1条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食卓料とする。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費支給に関する規程の例による。

(支給の基準)

第5条 報酬等の支給は、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等の支給は、出務に応じその都度支給する。ただし、出務が長期継続する場合は、毎年度最後の出務後にまとめて支給することができる。

3 会長、常務理事の報酬等の支給は、職員の給与に関する規程の例による。

4 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人大泉町社会福祉協議会役員、評議員及び地区社会福祉協議会

長報酬支給規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。